

選挙管理委員会事務局

議案第82号

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

1 公費負担額の改正について

(単位：円)

	一般運送契約	一般運送契約以外の契約			ポスター作成		選挙運動用 ビラ
	ハイヤー 方式	自動車 借入れ	燃料供給	運転手 雇用	印刷費	企画費	
改正案	-	16,100	7,700	-	541.31	316,250	7.73
現行	64,500	15,800	7,560	12,500	525.06	310,500	7.51
差額	-	300	140	-	16.25	5,750	0.22

2 施行期日

公布の日

※施行の日以後に期日を告示される港区議会議員及び区長の選挙について適用

港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第四条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の借入契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入契約により二台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が一万六千二百円を超える場合には、<u>一万六千二百円</u>の合計金額)</p>	<p>(前略)</p> <p>(自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第四条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が自動車の借入契約である場合 当該自動車(同一の日において自動車の借入契約により二台以上の自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の自動車に限る。)のそれぞれにつき、自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>一万五千八百円</u>を超える場合には、<u>一万五千八百円</u>の合計金額)</p>

ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千七百円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに
限る。）

ハ（略）

（中略）

（ビラの作成の公費負担）

第六条 候補者は、七円七十三銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第四百二十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（中略）

ロ 当該契約が自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該自動車に供給した燃料の代金（当該自動車（これに代わり使用される他の自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに
限る。）

ハ（略）

（中略）

（ビラの作成の公費負担）

第六条 候補者は、七円五十一銭にビラの作成枚数（当該作成枚数が法第四百二十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第二条ただし書の規定を準用する。

（中略）

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第八条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が七円七十三銭を超える場合には、七円七十三銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(中略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第十一条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、五百四十一円三十一銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙が

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第八条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が七円五十一銭を超える場合には、七円五十一銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(中略)

(ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第十一条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価(当該作成単価が、五百二十五円六銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙が行われる区域

行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（後略）

付則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区議会議員及び区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される港区議会議員及び区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された港区議会議員及び区長の選挙については、なお従前の例による。

におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、）を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

（後略）